

1985

8

# 自治研かながわ月報

No.2(通算66) 地方行革問題特集



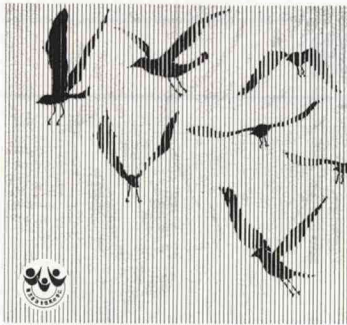
法人 神奈川県地方自治研究センター

1985

8

# 自治研月報 かながわ

No.2(通算66) 地方行革問題特集



神奈川県地方自治研究センター

## もくじ \* \* \* CONTENTS

### 市民の立場から見た行政サービス

—地方行革を考える—

中央大学教授 加藤 芳太郎

- 1. 行政改革と市民参加…………… 1
- 2. 財政危機と行政改革の根…………… 3
- 3. 地方行政とサービス削減の意味…………… 7
- 4. 地域に適応した地方行革への対応を…………… 10
- 質疑・応答…………… 13

### 神奈川県における地方行革の状況

- 1. 地方行革、そのとりくみの経過…………… 16
- 2. 各自治体の特徴的動き…………… 17
- 資料 神奈川県内の地方行革をめぐる動き…………… 折込

---

# 市民の立場から見た行政サービス

## — 地方行革を考える —

中央大学教授 加藤 芳太郎

---

### 1. 行政改革と市民参加

#### (1) 市民参加と行動の応答責任

「市民の立場から見た行政サービス」という言葉で、2つの問題が考えられています。

一つは、市民の立場から見たもの、もう一つは地方自治体の行う行政サービスということでもあります。行政サービスとは、特に「サービス」という英語が使われているのは、サービスという言葉の持つニュアンスが地方行政ということとちょっと違ったニュアンス・陰影を持っていますので、この2つのことがこの演題に込められていると私は考えました。具体的には、この2つのことが表裏一体になって、個々の具体的な問題を考えていったときに、大切なポイントになります。そこで、この2つをまず分解して、逐次お話をしていきたいと思います。

まず、なぜ市民の立場から見るかという質問をしますと、本来的に地域政治あるいは地域民主主義というものにとっては、地域の民主主義

なんだから、市民なんだから当然じゃないかという答えが返ってくるわけです。しかし、もっと突き進んで幾つかの質問を問いかけてみたいと思います。その一つは、当然なこと、それは当然じゃないかといった場合に、当然だということが十分自覚されているかという問題、どれほど主義主張あるいは行動にそのことがあらわれているかという問題がうかび上がってきます。当たり前のことが、当たり前であるがゆえに、十分突き詰められて問われたことがあるだろうかということです。

質問の第2番目は、例え自覚されていたとしても、どれほど十分に自覚されていたかということです。つまりなぜ、市民の立場から見ることが強調されなければならないのかという点が、当然と言った場合に、なぜそうなのかということ深く我々は考えたことがあるだろうかということでした。

それはつまり市民と言われた場合は、自治労の単組のその土地に住んでいる人も含め、納税者であります。その納税者の市民の監視と統制が当然に必要であり、税金を払う立場から言えば当然です。その代表が議会であるべきなのです。ところが、なかなかそうはいかないものが

あり得ます。つまり市民の声がパイプで十分に議会に反映し得ない。それは本質的にそうであるものがあるかもしれないし、現代の情報化社会の場合に、意思伝達の方法とか、機械化されたメカニズムの中ではそういうことは十分に反映しないかもしれない。それで、市民参加とか、市民の声を聞くということが問題になるでしょうが、それ以前に聞かなければいけない。地方議員が、市民の選挙によって出てくる首長・行政体を監視する役割を担っているというのはなぜかという、選挙権を持っている人に限らず、住民はみずから納税者として、そのお金の使われ方、したがって権力の使われ方について十分監視する、監督する権利を持っているわけです。

このことは、地方自治体が住民に対して、地方自治体という場合は首長に率いられる行政並びに議会の両方を含みますが、その主権の主体である納税者というものに対して、責任を負います。これをアカウントブルといいます。日本語にはなかなか訳しがたいが、つまり責任を負う、何か質問があったらその質問に答え得るということです。応答責任というような言葉で言う人もいますが、お金を通ずる責任を住民に対して負うということです。そのことを十分に自覚しておいた上で話をすすめます。

## (2) 「市民の立場」の意味するもの

次の質問は、今日、市民の立場から見ると、「地方行革」と言われていますが、これを考えていくとき、例えば地方行革推進委員会や、それを見守って監視していく懇話会になぜ市民の代表、住民の代表を入れたり、また、入れて構想されているのはなぜかということがわからないのではないかと思います。つまり、たまたま

今日の「地方行革」というものがあるから、市民の立場から見たということが必要になるのか。それとも、本質的に本来市民の立場から見たというのは、なぜ当然であるかということが、十分自覚されているだろうかということが問題になるわけです。

私は、結果的に「市民の立場」が登場してくるものではなくて、本来、地方自治体の首長以下の行政体も、それから議会も、住民に対して責任を負っているものであり、そのことによって選挙をくぐってきている、その選挙をくぐった人によって委員会とか懇話会の委員が任命されているということが十分にわからないと、あるいはその責任の答え方を工夫していけないと、今日の問題に対応できないであろうと考えているわけです。

ここでは、市民なるものの内容はおきます。本当はどこかで市民とは一体だれかとか、代表制は一体あるだろうか、そういう選び方で選ばれているだろうか、あるいは議会との関係では一体どういうことになるのだろうかということ、本来は言わなければならないのです。しかし、政府が考えている地方行革における市民の代表制あるいは市民の性格というものを、ここでは問わないことにします。それを言ったら切りがありませんので、私がまた別個に最後に触れる予定にしております。

国も市民とか住民の代表を入れなければならないということは自覚しているらしい。この自覚しているということが政府にとっては何を意味するのかということも、我々は考えなければならない。住民代表には反対だということは言いつらい。それは納税者の立場を代表することになっているという考え方だからです。実際そうであるかどうかは別の問題です。しかし、名目上、住民の代表といった場合にある抵抗しが

たい響きを我々が持つのは、少なくともその内容はともかくとして、反対できない何かがあります。それが我々が十分に考えておかなければならないものだろうと思います。

そこで、この当然の結果ではない、本来的に地方の予算を使う立場から、あるいは納税者に対する責任の取り方ということをも前提として考えなければならないということにいたします。私もそうあるべきだろうと思います。

次の問題は、それにしてもなぜ今なのかということ。なぜ今日「地方行革」と言われるものが叫ばれているのかを考え、また、その本来の姿、本質的なものは何であるかということ。明らかにしなければなりません。なぜ今日なのかということを考えないと、次の3つの質問に答えられないと思います。

1つは、この問題は突発的なのか。地方行革というのは突発的なのか。かってゼロ成長に達したときの昭和49年、50年のときに、地方財政危機が叫ばれて、住民共闘が叫ばれて、いろいろな地方財政危機突破集会、住民共闘ということが叫ばれました。しかし、あっという間にそれは頭の上を通り過ぎていきました。もっと違うところで本質的な財政的な危機が進行したのですが。しかし、その意味では突発的かつ偶発的な一過性のもの、一回通り過ぎるともういいんじゃないかというものとして地方財政危機が考えられました。これは全く誤ってました。今日の地方行革も同じように突発的で一過性のものだろうかと考えることができるのでしょうか。私はそうは思いません。

それから、第2番目の質問は、根はどこにあるんだろうか。探さないといけない。

それから、最後に、どれほど長く続くのだろうか。

この3つの質問は、相互に関連している一体

的なものを3つの角度からそれぞれ言い当てたものですが、この質問に答えることはできないだろうかということなのです。

## 2. 財政危機と行政改革の根

### (1) サービスと公私の負担

そこで、私は皆さんにもう一度高度成長期の時代を振り返ってもらいたいのです。高度成長というのは、一つは、巨額の自然増収というものを生みます。これは税でありますけれども、それから、もう一つは企業の経常収益というのですが、利益でいいでしょう。この自然増収はというふうに使われたかということ、毎年減税と支出増、つまり政策の拡大に使われました。減税をしたほかに、さらにその残りで政策を拡大しました。これが後に教育、福祉に使われ出しました。

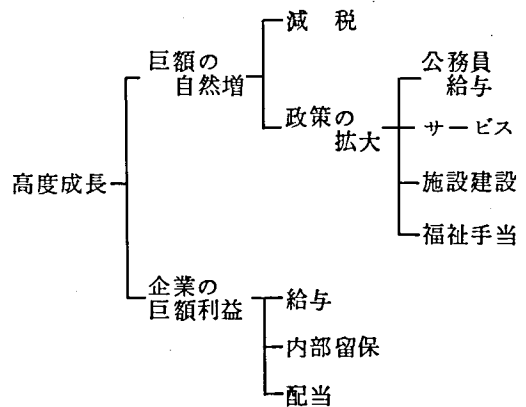
このことがどう具体的になるかと言えば、サービスと施設の建設になります。それから、諸手当、福祉手当等になります。経済学で言いますと、国民所得でサービスというのは使ってその場でなくなるものであります。それを政府消費と言います。それから、施設建設は物が残るので、政府投資と言います。また、なぜ福祉手当というものを別にしたかということ、公務員に対して給料を払った場合は給料の分だけは住民にサービスがつくり出されるという国民所得の考え方であるので、これは国民総生産の中に入ります。ところが、福祉手当はそれを払ったことによって、自治体や政府は何も相手から受け取れません。単なる所得が移転するわけです。

このサービスを政府消費、政府投資は建設、

以下、福祉手当を移転的支払と言います。これは公債費、地方債の利息と元金を払う分で、これも移転的支払いであり、こういうものでサービスが行われるわけであります。そして、施設建設も、(これは今日では箱物というんですが、) 建つと、その後はやはり人件費と物件費と光熱費が要ります。すると、サービスというのは人件費と物件費で大体合計になるだろう。施設建設も建設の方はいずれこっちへ負担がきます。福祉手当だけがそのとき限りということになります。他方、この人件費は当然にサービスですから、これが公務員の給料ということになります。

他方、企業の方を見ますと、民間の企業はこの財源は3つに分かれるのです。一つは社内留保です。そして一つは、株主に配当になります。もう一つは、従業員の給料とボーナスになります。したがって、労働省が計算している企業支払能力による3つの変数によって、大体ベアが決まります。大体当たるんですが、そのうちの一つの給料、企業の支払能力という場合には企業利益にかかわり、これは民間のベアに関係あります。公務員の給料はこのベアにももちろんかわります。そして、この給与の支払能力に当たるものがちょうど自然増収になることはおわかりだと思います。つまり全部減税してしまえば、公務員ベアの財源はありません。これを減税をし、政策の拡大をし、さらに人を増やしたりあるいは人をふやさなくても1人当たりの給与水準を上げれば、やはり自然増収の効果はこういう経過でベアになります。問題は、民間とこれとの比率がどうなるかということです。

これが我々が考える場合、民間ベアをとった人たちが市民と考えますと、もちろん公務員も市民なんですけれども、地方自治体から受けるすべてのサービスと自分が受け取った所得と、公私一



体的に生活水準というものになります。そうしますと、我々のかつての時代のことを考えますと、まず、高度成長というのは巨額の企業利益と自然増収を生みます。もちろん法人税だけがこの中から生まれるわけであり、さらに個人の手元にいったところからまた自然増収にはね返ります。ともかく、こういうルールで、公的な部門も地方財政部門でも、地方自治体でもこういう形で増収効果を受けます。

この場合に、政策の拡大といった場合には、必ず国と地方自治体によって行われます。つまり、我々の生活水準というのは、例えばごみを週3日とするものを2日になると、奥さん方が交代に清掃に出たり、そのごみの処理のために何らかのお金を使う、あるいはパートへいく時間を削るとすると、かつては税金できれいにやっていってもらって過不足なかったものが、今度は自分がパートを休んで、何らかのマイナスの効果自分で引き受けて、収入を得られない分だけ引いて、その清掃の事業の手助けをします。あるいは足りないところを自分で処理することになりますと、結局は自分の生活水準をそれだけ下げることになります。

つまり従来は1週間に3日だったのが、1週間に2日あるいは1日になりますと、3分の1

ないしは3分の2を自分でもって、つまり公の地方自治体でやってもらったものを、自治体から自分に振りかわって、私ごととして自分たちがしなければならぬという負担になります。生活水準の一定を保つためには、公私の組み合わせが非常に重要です。

したがって、もし公共部門というか地方自治体の部門がこういうルールで行われてきたものを何らかの形で切り下げようとしますと、それは必ず私の方に寄ります。絶対的に生活水準をもとに戻す、戦争中に戻すということのない限り、人間はなかなかそうはいきません。これを下方硬直性と言いますが、そうすると大体図のような形になります。つまり、生活水準は公私両方で組み合わせられているのです。

これがもしある一定限界に立って、私の方も減っていく、公の方も減っていくということになると、生活水準は危機感を持って見守られることとなります。これは市民の立場で見守ることとなります。ここに今日の状態が発生しているという根本原因がありますから、その点を考えていただきたいのです。

## (2) 財政変化と対応に大きなずれ

高度成長というのは、生活水準が常に上向くということです。上向いていくことがさらに期待され、当然であるということです。高度成長のこういうルールを通じて私の方の所得もベアでもって上がり、公務員のベアも上がります。さらに政策は拡大されます。公でめんどろを見てもらう生活の範囲は広がり、程度が上がるといことが公私一体的になって、生活水準を押し上げてきました。

ところが、このメカニズムが低成長で崩れてしまいました。まず、民間のベアが、この企業

の収益率が低まると同時に、ベアの上昇率がストップします。春闘何連敗なんて言っていますが、この民間ベアが連敗中です。そうすると、公務員の給料のベアは、本来は自然増収が減っていることから、昭和50年から、法人税を主として増税をしています。こういうルートを通じて、公務員のベアというもの、あるいはサービス水準を落とすか、物件費を落とすか、施設建設費を前に延ばすか、延期するか、福祉手当をカットするかによって、我々は公からのサービスを受け取っています。私事、私の方も下がっています。伸び率は落ちています。そうすると、生活水準はもちろん伸び率が下がります。絶対水準は落ちないにしても、期待感が非常に損なわれます。つまり、生活水準は常に向上するものではないという意識が生まれます。

この事実は時間的に考えますと、明らかに昭和50年代の財政というものの筋道で、昭和50、51、52、53年を通じてはっきりしてきましたが、政策の当局者たちが政策決定をする場合に、その事実を2、3年のことだと考えずに、かなり長い時間だと考えるための認識のおくれがあります。52年か53年にそういう事実があっても、これは長く続くというように考えを改めるにはまた2、3年かかります。さらにその2、3年かかったところで、住民や、国民の間や議員の何々族という人たちと協議をしながら、それを一般的に承認させて、コメ議員をくどき、農林議員もくどいて貿易摩擦に対処するというようなこと、あるいは減税どころか、増税を飲ませる、それで自民党内が政権党としてなお破綻一つ起こさないでいるという事態が起こるまでには、認識してから、さらに根回しとか、いろいろなことがあり、また2、3年おくれます。

事実が起こってそれを認識して、2年おくれる。それを根回ししてまた2年おくれる。大体

そのようなことから昭和51、52年ごろ事実がおきてから4年、5年おけている。ちょうど昭和56、57年になり、これが第2次臨調のスタートであります。

地方行革あるいは市民の立場という場合には、この高度成長のおかげで税金あるいは企業の手元に生まれる大きなパイ、つまりお菓子の塊がだんだん、だんだん小さくなっていきます。従来は黙ってても来年はよけいめんどう見るからということで先延ばしにしたり、あるいは調整がとれていた分配のやり方・お菓子の分け方が、今や低成長に入って続かなくなっています。この低成長に入ったのは、実は私の考えでは国際的な側面が非常に強く、日本独自の問題ではないと思います。7割以上は国際的な関係にあると私は思っています。

市民の立場というのは当然のことだと言いながら、当然と見えなかったのが高度成長時代の特色です。なぜならば、常に私ごとの領域では民間のベアがかなり高く、それでずっと続くであろう、そして、生活水準も上昇してきました。さらにそれが公でお互いの仕事を担って処理する公の部門、つまり地方自治体、国の役割も拡大に拡大を重ねてきました。したがって、その上方志向というか、上を向いていつもよくなるんだという期待感できたものが、がくつとなります。そうして、今やその分配のやり方がだめになってきました。

そのことで、自民党と大蔵省の政策決定だけがはっきり変わってしまったわけです。そのあおりを受け、当たり前のこと、つまり税金を払っているながら自治体の住民が地方自治体に対して、つまり議会の監視能力・コントロールの統制能力、首長の責任の取り方、あるいは行政が自分たちに親切に公正にサービスを行っているかどうかについての意識が、以前は次の高度成

長によって常にパイがふえている間はそう文句は言わなかったのです。

しかしながら、この日本が本来の低成長になったときに、初めて住民は自分自身の権利に気づいていると考えてほしいのです。それが本来の「市民の立場から見た」ということが復活したといえます。本来なかったものが、明治以来、やや近代的な色彩を持って、今日息を吹き返しています。あるいは意識に上っていると考えてほしいのです。そこに一つの欧米各国で見られる「納税者の反乱」の根拠があります。ですから、これは何も大平さんが倒れたときのあの納税者の反乱ばかりではなくて、潜在的に住民の意識の中に納税者の反乱というものは醸成されつつあると私は思っています。

したがって、本来の住民が自分自身の納税者としての権利を主張する。そういう厳しい見方で地方自治体を眺めるということは、公で処理すること、私ごとで処理すること、それを組み合わせる一体的な生活水準を維持していくこと、あるいはこれを上昇させていくことがかなり困難な状況であるということを経験してきたことなのです。したがって、先の昭和50年代の財政の始まりと認識のずれがあったように、政策にあらわす行動になるまでには、短く見積もって4、5年のおくれがあります。そういう生活水準の向上に従ってこそ、価値観の多様化、あるいは自分の異議申し立て、隣の人はそうであろうとも自分は個性的にこれを要求する、という意識が育ち得るのです。

こう考えますと、今日の地方行革という問題の中に、なぜ住民を入れなければならないかということを国が自覚しています。そうしないと大変なことが起こることが保守政権といえども感じています。したがって増税の「増」の字も言わない。そして、いろいろなカットを



行っており、財政支出のカットを行っています。

したがって、今日の地方行革の根は、昭和50年代財政の潮流について発生しているものです。それから、第2番目に、第2次臨調というのは大部分、90%前後は50年代財政のしりぬぐいをしていていると思われまゝ。だから、第2次臨調独特のものがあるとは私には思えません。3番目に、その第2次臨調で言われた抽象的な言葉をさらに今日の政治情勢、社会情勢に勘案して、翻訳をして、悪乗りをして、どんどんその傾向を煮詰めていくというのが、今日の「地方行革」あるいは「行革審」であろうと思います。

したがって、この傾向はずっと長く続きます。私の推測だと昭和65年ではとどまらないだろうと思っています。それには、もちろん根拠があります。地方財政全体が国との関係で転換点に戻ったのは、シャープ税制以来、昭和59年の地方財政対策からです。これは、中曽根政権の一応計画という名を嫌って、展望と指針という名で65年をめどにしましたが、とてもそこではおさまらないと思っています。これは中曽根政権が倒れても、同じ状況が続くでしょう。

### 3. 地方行政とサービス削減の意味

#### (1) 自治体の行政サービスと質

簡単なまとめを言いますと、地方自治体という場合、地方は特に国と違って、3つぐらいの点で違うと思います。一つは、地方の方がよく見えるということです。それは痛み、つまり自分が負担する国の税金と地方の税金と比べますと、地方の税金の方が高いのです。その地方の税金をひっくり返して、自分の税金の痛みという

ものを考える。この場合に直間比率が問題になりますが、直接税であればあるほど、それから固定資産税のウェイトが高まると、特にそのことが顕著です。そういう税金の痛みを住民がまず自分の地方自治体に感ずる部分、さらにその税金を払っただけサービスを受け取っているかどうかということ意識して比較します。

この場合に、私はサービスと言いましたが、サービスというのは、地方自治体のサービスも、国も同じです。しかし、行政サービスというのは量ばかりではなくて、質の問題なのです。つまり外国では当然のことなのですが、渡し方、デリバリーと言いますが、住民に対して行政を多くではなくて、どのように渡すかということです。それは効率的にとか、何とかということとは全然関係ありません。効率的というのは量の問題であります。まず、第一に、適正である、公平である、法律を守っている。それから、本来の法律上に基づく政策であれば、その立法趣旨、政策の本来の目的に従って行われるということが質的な問題であって、これを渡し方と言います。

一つの例を申し上げます。生活保護者には法律で毎月、お金を必ず渡さなければなりませんけれども、そのお金を1人の係員で窓口と時間を特定して、たった1人でそれをやります。日本では庁舎内にその窓口を設けて、生活保護担当課のところで短時間のうちに受け取れとって並ばせません。そうすると、これは非常に人件費も安くなりますし、コストも安い。したがって、非常に効率的であります。私はその現場を見たことがあるから言うのですが、ところが、それを恥じらって、そのとき受け取りにこられない人もいるわけです。生活保護は我々が言うように国民の権利です。社会保障は受ける権利であり、憲法上保障されています。その権利を保護

し、行使させるために生活保護法はあるのであって、生活保護法の趣旨に従って、生活保護行政の本来の趣旨を考えるならば、そういう渡し方はよくありません。効率的ではあるけれども、政策としては有効性を欠いています。エフェクティブネスといいますが、有効度を持っていない、あるいは公正ではない、あるいは政策にとっては有効ではない。効率的ではあるけれども、有効ではない。そのことが量の問題と質の問題を際立たせている一つの事例であります。

そのように住民はお金を払った分だけ、大体自治体の行政が行われているかどうかをこの2つの基準で考えていると見なければなりません。

もう一つは、地方自治体は国と違って、身近な政府と言われるだけあって、日常生活水準に直結する業務ばかりです。したがって、これのよしあしは、政府というものの、権力というものがどのようなものであるかを一番よく見ることができます。そのためにこそ、我々は首長や議員を選挙したほかに、4年に1度じゃ物足りない、あるいはすべてについて信託したわけではないからというので、個別ごとに住民参加を主張します。要するにそういうことがしやすいということが、地方自治体の特色です。

3番目に、その生活水準の意識について強調しておきたいのは、公私両方の合成によって行われており、これが今や、私の方も公の方も極端に下がりつつあります。したがって上向くという希望を持ってない。税金だけは痛みを感じる。渡し方の方も公については厳しい目をする。これによって生活水準を、つまり私の方の民間の給与ベースの上昇率がほとんどダウンして、昔に戻らない分だけを、公に税金を払って、公の部門で地方自治体にカバーしてもらいたいといっても、地方自治体もまたカットをするという

ことになる、税金だけ払って、痛みはますます強く感じる。したがって、住民は監視の目を強めるということになるわけです。

ですから、これは国際的な比較とか研究で明らかになっていますが、福祉手当などのサービスを、公務員が自分の給料をもらって、ある庁舎の中でこの福祉手当と同じようなサービスを行う。会合をしたり、いろいろな案内や、作業の手伝いをしたりするという場合は、公務員の給料が入りますから、これは商品です。自治体の政府消費です。ところが、もしそれをやめて、お金でまるっきりその分だけを保護の対象とされる要保護の人たちに渡すとして、渡すだけです。ほとんど公務員の給料は要らない。しかし、そのもらったお金でほぼ同様の援助を受けることができるようにしますと、この場合にはサービスの人件費分だけ減ってその分だけが福祉手当の増額になります。手当はしたがってトランスファー、移転支払ですから、それは従来の役職にある人たちの場合によっては配置転換、給料の減になります。

それを見ているところでは、そのように切りかえた国々では納税者の反乱の度合いが極めて少ないということになります。

もう一つは、民間のベアのアップ率と公務員のベアのアップ率との比較において、公務員のベアのアップ率が高ければ高いほど納税者の反乱が強い。さらに加えて、直間比率で、直接税を減税して、間接税に切りかえた国では納税者の反乱は少ない。つまり政治的な混乱が少ないということなのです。

こういういろんな研究が出ていますが、それを日本にそのまま当てはめることはできないと思います。そういう意味ではなお示唆を受けるところが多いのではないのでしょうか。知恵者もついていることから、そのことが自民党の中で

は多分意識されているのではないのでしょうか。

## (2) 不均等な財政削減のしわよせ

地方行革、名前はともあれ、実態はどうあれ、住民の代表者を入れるということが一つの意味を持つわけであり、それにあるイリュージョンというか、幻の期待を抱く住民があってもおかしくはない。その住民がだまされていると言っても、それはしょせんは何かの小うたで、それがなぜ、すばと住民の中に入り得るかという根拠を崩すことにはならない。「おまえだまされてるぞ」と言っても、だまされているのかもしれないけれども、なぜだまされるのか、自分にはどうしてそういうだまされるところがあるのかということ、そういう言い方ではその根拠を突き崩すわけにはいかないのです。

我々が考えるのは、一体その根拠をどう突き崩すかということが問題になります。これは戦術、戦略の問題ですから、むしろ政党の皆さんに期待したいと思います。私どもは、今やそういう事態に置かれているんだということをはっきり認識していただいた方がいいと思います。

こういう状況下では一体どういうことが進行しているかということ、次に話します。

まず、第1には、増税なき財政再建至上主義といえますか、増税なき財政再建、だれも信じていません。これをそのとおりしているかのごとくに見せるあらゆる予算会計上のテクニックは幾らでもあります。しかし、これは政治責任の問題と逃げ切ったものだから、それに財界もそれで納得しているので、中曽根政権は、これをちょっと無理だということで、昭和65年まで延ばしたわけでしょう。こういう国の立場なら何が起きているかといいますと、特に特例債、赤字国債と皆さんが言っているものですが、財

政法上禁止になっている財政法4条の建設国債だけがただし書きで認められています、これは地方自治体も同じです。地方財政法5条、建設地方債という名で呼んでいます。つまり、施設建設だけが対象です。ですから、サービス、人件費、物件費並びに福祉手当等の増額は地方財政法で禁止されている赤字地方債です。

これについての国の負担金の増額は、それだけ赤字国債の増額になるのです。したがって、財政再建至上主義というので、赤字国債をなくすのだという自民党の長く続いている方針から言えば、地方自治体に渡す補助金、負担金の中で赤字国債になるものは、極力圧縮しています。そして、当然増、法律によってほうっておいてもふえていく増加額、毎年の予算の当然増のうちの75%は文部省と厚生省の予算です。したがって、これをいかにして切り倒すかというのが予算編成の根本方針になってから久しいのです。この当然増はそのまま延ばしても、結局そのほかの建設省とか運輸省とかあるいは通産省の予算を削ればいいのです。しかし、そっちの伸び率はゼロということをしておき、あるいは5%ぐらいのカットにしておき、それでサービスや人件費の伸び率の方にしわを寄せますと、一番伸び率が高くて当然増の75%を占める文部省と厚生省が目撃になります。ここはあいにく赤字国債の対象の経費が大部分なのです。そういうところから、この部分にしわが寄ってきます。

つまり地方自治体に負担を転嫁するということは、その痛みを地方自治体においてサービスとして受け取る人たちが強く感じない限りは、国民の立場では、どこの国でも多少やるのですが、一律カットをします。そして、地方自治体への負担の転嫁、それからマージナルなカットと言いますが、負担が全体としては感じられない、それに該当する人だけ感じられる、例えば

所得制限を導入する、あるいは下げていくということになる、それに当たる人だけが痛みを感じる。それを限界というのですが、マージナルな部分と言いますが、そういう人たちだけが感じる痛みで済ましていく。つまり財政再建の痛みを地方自治体に押しつけると同時に、国民の全体が等しくでなく、ある部分だけが痛みを感じて大部分は感じないような方法がとられる。弱い部分へのしわよせはこうしておきてくるのです。

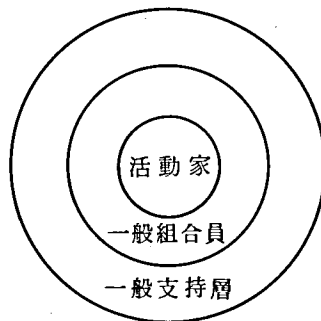
問題はこうして部分的な該当者と全体的な財政問題との調整に移っていきます。これが大きな課題となります。

#### 4. 地域に適応した地方行革への対応を

##### (1) 市民と議会と労組の関係

これが今日起こっている政治状況ではないかと私には思われます。市民と言った場合に、多くのサークルがあるでしょう。地方議員団というサークルもあります。大きさは大体市民が100%で議員が1とします。もちろんこれだけ得票しているという意味ではありません。もう一つ、ここに自治労という単組があるということです。地域政治というのはこれを貫いているわけです。

これを私は三重構造と言っているのです。つまり市民からは上に突き上げて、議員さんたちに要望あるいは監督ということも要求するでしょうし、単組の自治労の組合員たちは議員たちあるいは議会に対して、首長と同じように要求をするでしょう。そうしますと、サンドイッチみたいに真ん中にはさまれているのが、つまり地方議員団の皆さんだということになります。



まず、最も広い基盤たり得る可能性を持っている市民というものから、そういう要求を受けます。第2には議員としての組織票は平均30%前後だと言われていますが、票が安定してかつ崩れない支持基盤がないとあるとではまるっきり違います。しかし、30%に過ぎないと言え過ぎないし、30%と言えれば3分の1ですから、非常に集票能力・支持基盤としては強いわけです。しかしパーセントですから、残りの70%はとっているわけで、その集票能力が地方議員団の皆さんにとって、市民の方なのか、自治労の単組の方なのかというのは極めて微妙な問題を投げかけているはずで

す。これが自治労の意識調査や何かを見ているのですが、その30%は社会党にとっての総評と同じようなことにならなければいいと思っています。その場合の市民の生活水準が、高度成長の結果高まって、多様化して、それが上方志向、上向くというものを持っていたのが崩れてしまったものを認識しだした昭和55年前後あたりから、非常に厳しい地方自治体への監視となってあらわれつつあります。これは裏側には納税者の反乱意識があるだろうということをいいましたが、こういう状況が今や地方行革というものにとって、当然に前提となるべき経済社会並びに政治状況であろうかと思えます。

問題は、自治労の単組の組合員の要求と、幅広い市民の立場の要求、しかもこれが非常にシ

ピアになってきています。当選が厳格になってきている、激しい突き上げを伴ってきているという中で、地方議員団が政党としてこの両者をうまく突き合わせて、調整の能力を発揮することができるかどうかということだろうと思います。このことが国民全般と総評の各単産の中で揺れ動いていて、悩みと課題は同じなのです。

国の場合は、外交とか、国防とか、平和という問題で議論を展開することができます。しかし、地方自治体で市民の意識しているものは、そういうものではなくて、もっと身近な政府の仕事、自分の生活、それをカバーする公の領域の地方行政のサービスの提供に目がいっています。したがって、抽象的な議論で逃げるわけにはいかないのが地方議員団と国会議員団との違いではないかと私は察しているわけです。

ですから、このことに成功するのは、地方政治のレベルでまず国会議員の社会党を支えるというような突破口、工夫が必要であろうと思います。そういう意味では、根本問題は、市民、納税者意識といった場合に、国か自治省なのか知りませんが、今行われている地方行革でいうところの住民、市民と対抗して、我々が我々に期待しているこの一番幅広い市民をどうやって対抗してこちら側に引っ張るかという問題だと思います。結局は行政サービスの受益者の一般市民、市民グループ、労組などの特定利益を調整し、集めて公共の利益に変えるという政党の本来の機能が働くかどうかによるのです。

## (2) 個別の事例にみあった政策提起を

したがって、市民というものの立場から見たという場合に、その立場で見ている市民というものの姿を綱引きで労働者側に、つまりローカルレベルで引っ張るということが、今後問われるでしょう。市民へのサービスの提供といった

場合に、さっき言ったように質と量、具体的に個別の政策の分野ごとに、さらにその処理方針ごとに問題がでてきます。例えば学校給食とか、清掃事業とか、どこでもやり玉に上がっているのは同じ問題なんですけれども、そういう幾つかの地方行革で例として取り上げられている政策分野ごとに、処理方針について、例えば民間か直営かというのも処理方針、それから、ある業務を機械化すべきか、電算に入れるかどうかということも一つの方法です。あるいはホストコンピューターにどれだけオンラインを導入して、端末機を置くか、その前にプライバシーとか電算処理についてどういう態度をとるかということも処理方針です。

ですから、一つの業務について、さらにその処理方針について、地方議員団が政策集団として具体的な政策を自治労の単組と市民との両方に投げかけることができるか。そこに市民をどちらにつけるかという問題が、まず地方のレベルで、あるいは地域民主主義の名で、あるいは地域政治という場所でそれが行われるかどうかの決め手になります。

ですから、市民をどうやって引きつけるかという場合に、この問題については絶対反対だということで自治労の単組を気にしているようでは、やはり、集票能力は30%がとまりかもしれない。むしろ、市民と当該単組と個別に会合を持ちながら、相談し、政策を提案していく。そうして、それを市民に投げ返す、あるいは組合に投げ返すということで、何らかの道を開いていく努力こそが必要だと思っています。

自治体のレベルで分権と参加で、まず内部からそういう再生を図るのであれば、もう議論し尽くしているし、あれは反対だとか、これについてはこうこうだとかいう画一主義的な方針ではだめです。例えばこういう問題についてこう

いう処理方針でというのは、自治労の本部としてはやらなければならない。しかし、それが通る自治体と通らない自治体とがあります。市民とか、地元の政治勢力とか、市民を名のっている青年会議所の力の強いところとか、そうでないところとかいう場合には、市民を逆に相手方に渡してしまうのです。

そういう勢力の分布図を頭に置きながら、我々は一つ一つの課題について、原則は守るにしても画一的ではない対応が必要です。原則というのは、いかにそれを現実弾力的に運用するかというために原則はあります。それに役立つ原則は原則ですらないと思います。その中で我々は幅広く弾力的に対応できる幅はどのぐらいかというものを手探りで、市民と対話をしつつ、あるいは自治労の単組と交渉しつつ、それを手探りで自治体のレベルで提案していくということがなくては、とてもこれはおぼつかないと思えます。そういう意味では、地方行革とは何かという副題がついた今日の演題は、テーマはまさしく的を射た今日的な課題であろうと思えます。

### (3) 総合的な体系的な地域ごとの対応

このためには、どうやって対応したらいいかと言えば、もちろん私は長期的な戦略、戦術というような見通しや、今言ったことを含め、勢力分析も含めて、一つ一つの政策について、だれもがどこの自治体へ行っても、勢力の分布を省みないで、何とかの一つ覚えみたいに旗掲げて、これについてはこうこうだというようなことでは、対応しきれないのではないかと。逆に言うと、そういう自治労の単組では今や単組ももたない。そこにこれではだめだという自覚が生まれつつあります。それこそ地方分権で、県本

部主義あるいは県本部ごとに、あるいは単組ごとにある研究会グループをつくって、本部の方針はこうだけれどもと言って、頭をこづかれながらやってるところも出てきています。今や、自治労本部は、そういう県本部の委員長を講演に招いて、教えをこうてるような状態です。

したがって、むしろ積極的に市民と自治労の単組とで、今言った統一の課題をその方針を仮にこうとったらどうという問題が出る、こうとったらどうなんだということで、原則は原則として、原則の中で幅広い討議を進めて、政策提案研究ができないものかと思います。

それから、総合的な体系的に対応することが必要だというのは、単に一つの事柄だけではなくて、あるパートナーを持っています。つまり市民の生活水準は、税金、支払うもの、使用料、手数料というような財政負担とともに、受け取るサービスとリンクしています。あくまでも総合的に、体系的に地方自治体が直面しているわけですから、ある分野の政策についてこうである、あるいはそれをカットする、修正するということは、他の方面でカバーできれば、承認するかもしれない。

だから、困っている人たちに対して、国がカットしてきたら、それを保障するために、ごみあるいはし尿の処理には人をふやすのです。例えば、廃棄物の処理並びに清掃に関する法律に書いてあるように、もう厳罰に値するようなことが産業廃棄物処理業者によって行われているのを監督するために、自治体ごとの人たちが集まるために人を呼ぶのです。しかし、福祉はカットしません。あるいは肩がわりします。それから、言われているような点はやはりデリバリーとして直しましょう。所得制限もこういう場合にはやむを得ないでしょう。そのかわりこちらでは人をふやさせてください。

住民の多くは、地方行政というものに対応する総合的な立場を理解してくれています。その組み合わせを考えた方がいいということです。だから、一本勝負で、何か出たら、これは反対だ何かいうのではなくて、その自治体の置かれた条件で、その他の施策と組み合わせて考えてほしい。そういう意味では、画一的ではなくて、普遍的な対応が必要だろうと思います。

今回、神奈川の社会党の皆さんが、各自治体の首長さんに「地方行革」に対する申入書を送られて、これに回答を得られております。それを出した結果、例えば条例設置である、要綱設置であるというので、政治的な支持基盤の強いところとそうでないところと、一つの法則性が見られます。つまり、その地域にバラエティーはあります。それを決定する政治的な因子、ファクターが幾つかありますが、その組み合わせさえ考慮すれば、一定の方向に動くというきれいな線が出ています。これは点数さえ与えれば表にあらわすことができるでしょう。そういう

ことをやっていただいて、多元的に対応してほしいということです。

ですから、問題は、勉強会を考える場合に、ある地域のブロックごとにキーセッションみたいに、核になる自治労の単組と市民団体、市民グループ、地方議員の皆さんが拠点とされるようなところで、まず、スタートする。そういうものを幾つか伝播していく。その経験の交流、勉強会ができるものを神奈川県内に幾つかつくる。地方行革に対応するのに一々個々の単組じゃなくて、県本部の画一的な影響を受けるのではなくて、それぞれの地域ごとに、例えば県内で4つの中核になる単組を選び、そこに自治体の経験を伝播させていく。そういう手法が必要なのです。しかもそれは地域的に政治的勢力が、首長の性格が違うと思います。そういう工夫がないとだめだと申し上げているわけです。

私のきょうの話はこれで終わらせていただきます。御清聴感謝します。(拍手) 了

---

## 質 疑 ・ 応 答

---

### 質問1.

公と私の役割と責任が大変曖昧になってきています。今度の行革では、それをさらに曖昧にするような筋道が作られてきました。地方交付税の標準行政を想定しながら基準行政というものを作りました。そして、その次に出てきているのが「選択と負担」、さらに国の財政が苦しいので1億国民が総がまんをするということで「自立、自助」ということを言ってきています。こうなると自治体の行政の場で、公と私の役割と責任がますます曖昧にされながら、市民にむかっては負担を増大させていきます。負担に追

い込めないものは行政サービスから消えてしまう、という状態がどんどん進んでいます。そこで、この公と私の役割と責任の問題はどこに線引きをするか、どういう角度からつかんでいくのか、などについては是非聞きたいと思えます。

加 藤

公私の明確な区分というのはありません。国鉄、住宅公団は全額政府出資かそれに近いものです。さらに第三セクターや、自治体における開発公社といったものがあります。公私の形態

で区分すると、これは私になります。国有化用地、公有化用地、公社、公団、事業団というのがどちらに入るかは明確ではありません。

国連が出している国民所得統計によれば、政府勘定というのは国でいえば一般会計、事業に類するものを除いた特別会計だけで、公社、公団、事業団と独立採算の特別会計は民間に入っています。つまり我々の計算はどこかで線を引かなければならない、というだけで公私を分けているだけです。一方が赤、一方が黄色で、両方の交わるところがだいたい色、そこを第三セクターとしています。その区分を国連やOECDでは明確な方針が決められています。それは納税者による予算統制のあり方による基準です。従って第三セクターに公私というものが仮にあるとすれば、その区分はいつも揺れ動いています。

従来やっていた社会福祉行政がボランティア、あるいは民間委託、さらにその民間委託が各自治体の高齢者の雇用事業促進団のようなものでできています。これは公務員ではありませんから、民間の団体に入り、統計上もラスパイレスから落ちます。従ってそういうテクニックを使うことによってラスパイレスが下がるという結果になります。

そういうテクニックを考えると、今日公であったものが明日は私になり、公と私をたして2で割った様なものになります。それを決定するのは納税者である住民の意思決定で、従って首長とそれを審議する議会の役割であります。全く公がなくなるということも、私がなくなるということもありません。

行政管理庁で臨調の前に出した公私のあり方について検討した研究会というのがあり、そこで問題とされたのが政府関係機関と俗称されるものでした。公共部門といった場合にそれが入るか入らないかという場合に明瞭に出ています。

電々がその例ですが、会計制度の問題になりますが、独立採算であるので民間に移してもいい、移った場合に特別会計にしておく必要はない。形は公社であるが、すぐに民営になれます。しかし国鉄はそうはいきません。国有林野事業もそうです。

線の引き方とは政策の基本目標、それに対する国民の予算統制というのはどうであるか、また、独占禁止法の統制方法などいろいろな点をチェックして公的部門として残すべきであるというものであれば、同じ事業体であってもそれを残していく。そうでなく民間でいいというのであれば民間になる。その本質問題を国民の代表である納税者がどの様に統制するかです。従って、線の引き方というのは国民の意識で消化していく、そういう手続きをへないと確定できない問題だと断っておく方が良いと思います。

## 質問2.

7月26日付の新聞の一面に地方公務員の給与問題が出ていました。全国に3,300ほどの自治体の中でラスパイレス112以上で、退職金も非常に高いというのが両方合わせて165市ありました。給与問題というのは非常に難しく、自治労や市の担当者に聞いても、どこが基準か、どうなっているのかあやふやです。わかりやすい数字を出してほしいです。こういう給与問題、退職金についての考えを聞かせて下さい。

## 加藤

自治省が定員のモデルを作ったときには、あくまでも統制の手段として使わないという約束で委員が集結したが、その研究委員会が解散するやいなや、自治省がこれを統制の手段として使うようになりました。従来からのラスパイレス指数は限度が120ぐらいから今は112へ



となりつつあります。

実は給与・人件費については、地方交付税の細かい算定のときに通常の人件費のレベルが適用され試算されます。従ってこのレベル以上に人件費を払うところは、すでに自治体が負担していることになるのです。ゴミであれば1割程度を使用料、手数料としてとる、し尿であれば50%はとり、それを除いた部分を一般財源でまかなう。これを10万人の人口でわってあります。従ってすべて計算済みです。それ以上高い給料を払うところ、高い掛け金を負担するところ、あるいは高い費用を負担するところ、さらに計算上予定している使用料、手数料をとらないところは自治体の税金で払いなさいという仕組みになっています。

臨調答申の選択と負担そして標準行政という言葉はそのことをすでにやっていることを言うたにすぎないのです。たとえば高等学校の授業料が毎年のように値上げされています。これは議会の条例事項ですが、それ以前に地方財政計画で「来年の高校の授業料はこれだけ値上げ」と見込み、それ以下の負担は自治体の税金から負担しなさいということが行われているのです。それをいかに表面化させて住民にアピールするかに意義があると思います。

公務員の給料は本来は競争条件がないわけですから、そこに人事院の勧告によって首長の決定によって与えられています。従ってこれは当然に議会並びに住民の統制下に置かれているのであり、その効力が働けば、高いとか少ないとか退職金が高すぎるというのであれば、住民の

統制下に復すべきです。絶対的な金額、適正な水準というのはどこかというところ、戦略的に数字を動かしてみても競争してみるのもひとつの方法です。それが中心になり、ある勢力がついていって下げないですむということがあると思います。

自治体の職員の給与等は、条例あるいは人事委員会の勧告によりいろいろに運用のしかたが違ってきます。しかし労使の協定書で、あるいは協定書によらない暗黙で、あるいは慣行でやっている。表面上の給与退職金制度というのは、国と同様である必要はありません。しかし国より上である必要はあろうかと思えます。それを決定するのは住民であり、議会であり、首長であります。首長と自治体はもちろん住民の投票によって選挙されています。

問題はそれが住民にアピールされて、堂々と主張される根拠、言葉等がなくていいでしょう。やはり給与水準の問題、退職金問題について市民へのアピールが必要だと思います。ただ従来の言葉だけでは駄目だと思います。

それから公私区分と退職金問題については、県、市町村がそれぞれ代表になって自治省と交渉をする法律的に保障された機関が必要かと思えます。その機関を通じて自治体ごとに適正な水準と評価制度が望ましいと思っています。

（この稿は、7月26日に加藤教授が社会党神奈川地方議員団会議で講演したものをまとめたものです。文責は編集者にあります。）

# 神奈川における地方行革の状況

(社) 神奈川県地方自治研究センター

## 1. 地方行革、そのとりくみの経過

① 85年1月に自治省事務次官通達として出された「地方行革大綱」について、県内の各自治体の対応は、きわめて不明確のまま推移してきた。2月の行政事務管理主幹課長会議の席上、神奈川県当局の見解として「地方行革については、市町村の固有事務であるとする。各自治体において自主的な対応をとられたい」という考え方が出された。このこともあって、地方行革についての対応は、各市町村の自主性にゆだねられてきた。4月の段階までは、従来からあった自治体の行政改革の推進体制を踏襲していこうとするところや、それらを拡充していこうとするところ、新たに推進体制を設置しようとするところなど、きわめてまちまちな対応になっていた。

② 県評・春闘共闘会議は、3月中旬から「国鉄・教育・地方自治」の3つの行革課題で、地区春闘共闘と共催で春闘前段の反行革集会を県内6ブロックで開催してきた。そして4月に県内全体での集会を開き、この問題の重要性を県民に訴えた。

4月の春闘山場を経て、地方行革に対する県

評・社会党・自治労の三者による協議がもたれた。それをうけ、4月下旬には社会党の県内地方議員団会議の拡大幹事会でこの問題の学習・交流と情報交換が行われた。ここでは、①社会党として各自治体への申し入れを行う、②衆議院選挙区ごとに学習・交流会を開催することなどが決められた。

③ 5月に入ると、まず神奈川県から、県独自の要綱による行政改革への対応方針が発表された。従来からあった期限付きの行革推進機構（行政システム改革委員会）から、恒常的な機構として「行政システム改革推進会議（議長・長洲知事）」に衣替えし、今年3月に解散した有識者からなる「行政改革を考える懇話会」を「行政システム改革懇話会」として再発足させたものである。そして、藤沢市においても独自の考え方で、有識者と市民の参加による行財政問題協議会が要綱によって設置された。こうしたことをうけて、県内の自治体における動きも活発になってきた。

5月中旬、県央地区の助役会が開かれ、地方行革のための有識者からなる委員会の設置を決め、委員会の委員報酬を支払う必要性から「条例による設置」が申し合わされた。この申し合わせの後、県央の各都市では市長の諮問機関（附属機関）に関する条例を改正し、地方行革

神奈川県内の地方行革をめぐる動き

(都市を中心に)

昭和60年8月25日現在 (財)神奈川県地方自治研究センター

自治体名	内部推進機構		推進委員会			主な課題	
	設置(年月)	名称(責任者)	設置(年月)	条例・要綱別	名称		主な構成(労組関係者の有無)
神奈川県	○(60.5)	行政システム改革推進会議(知事)	○(60.5)	要綱	行政システム改革懇話会	民間有識者13名(含む県評事務局長)	
横浜市	○(60.7)	行政問題検討委員会(市長)	○(60.7)	要綱	行政懇話会行政管理指針部会	民間有識者10名	9月議会までに検討
川崎市	○(60.1)	行政対策委員会(市長)	(56.11) ○(60.6)	要綱	新都市財源研究専門委員会 →行財政改革懇談会	学識者等15名(労組・市労連を含む)	
横須賀市	○(60.8)	行政改革推進本部(市長)		要綱	行政改革懇話会	学識者等15名(含む労組)	9月議会後発足予定
藤沢市	○(60.4)	行財政対策本部(市長)	○(60.5)	要綱	行財政問題協議会	学識者(含む労組)6,地域代表6,行政6,計18名	部局機構の見直し
鎌倉市	○(60.5)	行政運営対策会議(市長)	○(60.6)	要綱	行政運営懇話会	学識者6,団体代表(含む労組)7,行政1,計14名	
平塚市	○(60.2改)	行財政事務改善委員会 →行政改革推進本部(市長)	○(60.6)	要綱	行政改革推進懇話会	学識者等12名(含む労組)	
茅ヶ崎市	(57.11) ○(60.8)	事務処理合理化委員会 行財政改革推進本部(市長)		要綱(予定)			総合計画に追われている
三浦市	○(60.7)	行財政問題対策本部(市長)	○(60.8)	要綱	行財政問題懇話会	学識者等12名	
逗子市	未定		未定				行財政診断の実施を予定
相模原市	(54.8) ○(60.6)	事務管理委員会 行政運営効率化推進本部(市長)	○(60.6)	要綱	行政運営研究会議	学識者等12名(含む労組)	部局機構の見直し
大和市	○(60.7)	行財政研究会議(市長)	○(60.6)	条例	行財政研究委員会	学識者等12名	
厚木市	○(60.5)	行政改革推進本部(市長)	○(60.6)	条例	行政改革調査委員会	学識者等10名	
海老名市	○(60.6)	行財政運営改善推進本部(市長)	(60.9)	要綱(予定)	行財政運営改善委員会	学識者等15名(含む議員3)	9月議会まで検討、庁舎建設が課題
座間市	○(60.6)	行政改革推進本部(市長)	(57.9) ○(60.6)	条例	行政調査検討委員会 →行政改革審議会	学識者10名、58.8答申 学識者等10名(含む労組)	
秦野市	○(60.7)	行財政改善推進委員会(市長)	○(60.6)	条例	行財政調査会	学識者等15名(含む議員3)	
綾瀬市	○(60.8)	行政改革推進本部(市長)		要綱(予定)			6月議会で委員会縮小(4常任委→3へ)
伊勢原市	○(60.8)	行財政運営効率化推進委(市長)		要綱(予定)	行財政運営懇話会	学識者等15名(含む労組)	10月頃か
南足柄市	○(60.8)	行政改革推進本部(市長)	○(60.8)	要綱	行政改革推進委員会	市民代表14名(含む労組)	
小田原市	○(60.5)	行政改革推進本部(市長)	○(60.6)	条例	行政改革推進委員会	学識者等10名(含む労組)	議員定数合理化委員会設置
町村		行政改革推進本部(首長)		要綱	行政改革推進懇話会	住民代表10名程度	

推進の委員会（審議会）を附属機関に追加する準備が始められた。

④ こうした動きを察知して、自治労県本部は、条例化の動きは必ずしもこの地方行革にとっては好ましくないとの判断したため、市長会、町村会との交渉を強化した。市長会会長の館盛相模原市長と自治労3役との直接交渉がもたれ、この席上、館盛市長は「地方行革は自治体の固有の仕事として行うものである」ことが強調され、「委員会の設置については条例ではなく要綱で設置できるかどうか検討する」との回答があった。

さらに、これらと並行して、社会党による各自治体に対する申し入れが文書により行われ、また衆議院選挙区ごとの学習交流会も開催され、一方的な条例設置に反対する運動がうごきだした。

⑤ 6月に入ると一斉に議会が開催されたが、地方行革に関する有識者による委員会（審議会）の設置を条例提案したのは、19市の中で厚木・大和・座間・秦野・小田原の5市だけであった。相模原では一転して要綱による設置となり、湘南各市でも藤沢の影響もあり要綱設置となった。また、この時点でも方針が未定のところも多く、6月中の委員会等の設置は10市にとどまった。こうして、委員会など行革推進体制の設置の遅れもあり、自治省のいう「8月までに行革大綱を作る」ことはほぼ無理な状況となっていた。

⑥ 6月議会の時期を経て、設置された委員会（審議会）が具体的に会議を招集され活動を開始したのは、7月に入ってから都市が多い。7月末までに1～2回の会議が招集されたのは、横浜、川崎、藤沢、鎌倉、平塚、相模原、座間、小田原の8市である。8月に入って設置されたのは南足柄市であり、大和、厚木、三浦もうごきが見られる。この中で、中間報告など答申に

むけた具体的な日程が明らかになっているのは小田原である。10月までの会議の日程が決まり、第1次答申も10月に予定されている、という早いペースであることが注目される。その他の都市では、おおむね月1回程度のペースで会議が進められているようであり、今後も同様に進められていくものと思われる。

## 2. 各自治体の特徴的動き

県内の都市を中心に、地方行革に関連する具体的なうごきが始められているが、自治体内部における行革推進機構と、行政改革推進のための学識者等を含む委員会（懇話会・審議会）等の設置状況は、8月25日現在の当研究センター調べでは別表のとおりである。

このうち、委員会等が設置されている自治体で、具体的なうごきがあるところについて、委員会等での検討内容を分かる範囲でみてみることにする。（）内は委員会等の開催日である。また、委員会等が近かじか開催される自治体と検討中のところ、そして町村については、最後にまとめてふれることにする。

### 神奈川県(① 85. 5. 16 ② 7. 18 開催)

神奈川県では、いままで独自の立場にたって過去3期にわたって行政改革をすすめてきた。昭和50年から53年にかけての財政再建と機構改革を中心とする第1ラウンド。54年から55年にかけて予算編成システムの改革と、権限移譲など市町村との関係の改善を中心とした第2ラウンド。そして56年から自治の分権を基調とする行財政システムへの転換のため庁内に「行政システム改革委員会」を設置し、外部の有識者で構

成する「行政改革を考える懇話会」を設定し、第3ラウンドの改革を進めてきた。

こうした経過の上に、第4ラウンドともいふべき新たな展開がはじまったのは60年5月である。県内では一番早く、庁内に知事を座長とする「行財政システム改革推進会議」を前の「委員会」から恒常的な体制にころもがえさせた。同時に、従来の「行革を考える懇話会」が3月末で任期切となったことから、県独自の要綱にもとづき「行政システム改革懇話会」として新たに発足させた。

懇話会は学識者等13名で構成されているが、その第1回会議が5月16日に開かれ、会長に横浜国大の成田頼明教授が選出され、県評からは中村勝美事務局長が委員として参加した。初回は県政概要の報告とシステム改革にむけた委員相互の意見交換が行われた。第2回は7月19日に開かれ、改革推進会議の素案が出され、討議を行った。素案は、基本方針と主要課題が提起されたうえで当面の課題が提起されている。その主要項目は別掲のとおりである。

県ではこの討議素案をもとに、9月県議会で県会側との意見交換を行い、10月中下旬には県の行革大綱としてまとめあげる予定である。懇話会は、大綱が決まった後、61年度県予算編成にあわせて検討される改革案が出来る61年1月に、第3回会議を予定している。

なお、第2回の会議で、報道関係者から傍聴の要望があったので、懇話会に諮った結果、会議を公開することに決まった。

#### 行政システム改革改善計画（素案）

1. 新しい時代に対応した行政機能の強化
  - ①総合福祉政策推進体制の整備
  - ②地域保健計画推進体制の整備

- ③情報政策担当組織の整備
- ④国際交流活動の基盤整備
- ⑤総合産業政策推進体制の整備
- ⑥試験研究機関の再編整備
- ⑦職業訓練体制の再編整備
- ⑧新少年施策施行体制の整備
- ⑨都市基盤整備施行体制の整備
- ⑩大型プロジェクト推進体制の整備

#### 2. 簡素で効果的な行政運営の推進

- ①財政運営の改善
- ②事務運営の改善
- ③組織・執行体制の整備
- ④職員意識の高揚
- ⑤給与制度の運用の適正化

#### 3. 自治と分権を基調とする行財政システムの転換

- ①開かれた県政の推進
- ②県と市町村等との協調関係の推進
- ③国と地方を通ずる行財政システムの改善

#### 横浜市(①7.19 ②9.4 開催)

横浜市では昭和55年7月から、市独自の立場から民間有識者の意見を取り入れる「行政懇話会」を設置し、また全庁的な検討体制をすすめる「行政管理運営協議会」を設けるなど、行政改革を推進してきた。行政懇話会は、当初マクロ的立場から市政全般にわたる協議をすすめてきたが、58年には個別テーマにしほりこみ、区政の改革について検討し、59年10月意見書としてまとめられた。その後、60年2月に市民利用施設と民間活力のあり方をテーマに新しいメンバーによる「行政懇話会」が発足し、すでに3回の会議で検討が進められている。

行政改革の課題を検討するための組織づくりについては、庁内体制として7月19日に「行政問題検討委員会」の設置をきめ、外部組織としては「行政懇話会」の中に「行政管理指針部会」を増設し、新たな組織はつくりたくないこととなった。

「行政管理指針部会」の第1回会合は7月19日開かれ、石井敬一郎(横濱市新都市交通専務(元財務局長))を委員長に選出した。市労連に対してこの部会への参加が求められたが、当日は出席せず、単組討議を経た結果、委員の参加は見送られることになった(部会の構成はこの結果学識経験者11名で構成することになった)。第2回は9月4日であるが、内部の検討委員会で行っている事務事業の見直しなどの全庁的な調査結果の概要が報告される。

そして横浜市としては、独自の立場から「行政管理指針」を9月までに全庁的討議を経て決め、10月にはその指針を公表することを予定している。この行政管理指針の内容は別掲のとおりである。特にこの中で注目されるのは「自主的改革を阻害している諸要因の排除」である。必置規制、機関委任事務、通達行政の見直しを行い、国・県・市の権限・財源の再配分と施策方策を検討することになっている。「事務事業の見直し」「定員管理」など執行体制の適正化にあたっては、国の制度の改革ぬきにはすすまないという判断であり、今後の検討課題を注視している。

#### 行政管理指針(案)

1. 事務事業の見直し
  - ①事務事業の見直し
  - ②民間活力の活用
  - ③事務処理の改善

#### 2. 執行体制の適正化

- ①組織機構等の簡素効率化
- ②定員管理の適正化
- ③勤務条件の適正化

#### 3. 自主的改革を阻害している諸要因の排除

- ①国の必置規制・職員配置基準の見直し
- ②機関委任事務の見直し
- ③通達等による関与の見直し
- ④国・県・市の役割分担のあり方

川崎市(①6.22 ②7.24 ③8.19  
④9.11 開催)

川崎市では、昭和52年から都市財源の確保と行財政運営のあり方の改革をもとめて、学識経験者による「新都市財源研究専門委員会」を設置し、行政の自己革新にとりこんできた。この委員会は、以来、市の行財政改革全般にわたる諸課題を検討・審議し、3次にわたる答申がなされてきた。

川崎市では、この答申を受け、事務事業の見直し、職員資質の向上などをはかってきたが、56年10月から庁内に「行財政改革プロジェクト本部」(本部長助役)を設置して推進してきた。特に57年の分区に際して、全庁一律1.5%定員削減を実施した。また、新しい行政需要に対しては、総定数の枠内における職員の再配置により対応する方針を堅持しながら行政運営の近代化と効率化にとりこんできた。

60年1月には、市独自で今後の行政改革を推進するため、プロジェクトを「行政対策委員会」(委員長市長)に改組した。

「新都市財源研究専門委員会」は60年4月に第3次答申を出し任期を終了したが、このあとをうけ、この専門委員会の答申内容を軸に項目

をセレクトするための意見を聞く場として「行財政改革懇談会」が要綱により設置されることになった。懇談会は6月22日第1回会議を開き、宮本義孝立正大学教授を座長に選出した。第1回懇談会に地区労、市労連代表の参加ももめられたが、組織内討議が未了であったため欠席をし、7月24日の第2回から出席している（委員は今川貞徳川労協議長、深堀義孝市労連委員長ら合計15名）。第3回は8月19日に開かれ、広範にわたる市政全般の意見が交換された。

懇談会の検討の素材となる市の行革の視点と、専門委員会の答申項目は別掲のとおりである。第4回の会議には、専門委員会の提言を項目別に整理されたものが検討素材として提起されることになっている。

#### 行革の視点

行財政運営の近代化、効率化を図り、21世紀を展望する地域社会の行政ニーズに対応する、本市独自の行財政制度を構築しようとするものである。

- ①総合行政情報システムの確立
- ②2001年プランの実現

#### 当面の措置

「新都市財源研究専門委員会」（86.4.4）の提言を軸に項目をセレクトする専門委員会の提言項目

- ①事務事業の簡素効率化
- ②市民団体等の助成方策
- ③市民施設の配置と運営管理
- ④特別会計のあり方
- ⑤外郭団体のあり方
- ⑥行政責任と広域協調行政
- ⑦現行行財政制度

藤沢市(① 5.31 ② 7.6 ③ 8.10

④ 8.24 開催)

藤沢市では、第2次総合計画の改定時期にあわせ、行政運営のあり方について独自の検討を進めるため、60年5月初め、庁内に「行財政対策本部」（本部長市長）を設置した。そして、新規行政需要への的確な対応や、柔軟な発想による行財政の運営、行政の簡素効率化、財務関係諸問題の改善などについて研究協議をするため、市独自の要綱により「行財政問題協議会」を、学識者・市民代表・行政代表の各6人による18名構成で発足させた。

第1回会議は5月30日に開かれ、坂入長太郎立正大学教授が選ばれ、湘南地区労からは実野輝男副議長が参加した。第2回協議会は7月6日に開かれ、協議会での検討項目と検討順序(別掲)が提起された。第3回は8月10日、第4回は8月24日開かれたが、具体的討議には入らず、委員からの提案により第2次基本計画と過去の行政改革の実績などの説明をうけ、現状認識を一致させるための討議を行った。実質的な討議は次回からの予定である。

#### 基本理念

- (1)地方自治の本旨に基づき、本市独自に民主的・自主的かつ主体的に取り組む
- (2)新たな社会経済情勢に的確に対応し、市民の信頼を得る行政運営のあり方を追求する
- (3)公共性・市民サービス等への影響についても、充分配慮する

#### 検討事項と検討順序

- (1)職員の配置のあり方の見直し  
検討期間…昭和60年10月末までを目標とする
- (2)組織・機構のあり方の見直し

検討期間…昭和60年12月末までを目標とする

(3)事務処理の機械化等事務改善の推進  
検討期間…昭和61年4月以降とする

(4)補助金等の見直し  
検討期間…昭和61年9月以降とする

#### 検討項目

1. 行政と市民の役割分担について  
行政の対応と地域住民の役割
2. 行政組織について  
行政需要の増大に対応する簡素な組織  
・機構・職員の定員のあり方
3. 民間等活力の利用について  
民間の経営感覚や活力の積極的導入と有効利用

#### 鎌倉市(① 7. 24 ② 8. 27 ③ 9. 26 開催)

鎌倉市では、事務改善の取り組みは古く、昭和36年に助役を長とする「事務改善委員会」が発足している。この委員会では事務処理上の問題等を中心にしたいくつかの改善を行ってきた。

行政改革へのとりくみとしては、60年7月1日に庁内推進体制として市長を議長とする「行政運営対策会議」が新たに設置された。この対策会議への有識者の意見反映の場として、市民参加による広い視野からの検討を行い、社会経済情勢の変化に対応した適正な行政運営について調査・検討を行うため、「行政運営懇話会」が設置された。この懇話会は要綱によりつぐられ、学識経験者6、公的団体等の代表7、市職員(助役)の計14名で構成された。

懇話会は第1回会議を7月24日開き、市長から別掲の検討事項の提起をうけ、会長には井手文雄横浜国大名誉教授が選任された。地区労からは原均事務局次長が委員として参加することになった。第2回は8月27日に開かれ、3回目を9月26日に予定しているが、この数回は、市政全般についての資料提供と説明で終わることになっている。なお、市側としては1項目ごとの検討が終わりしだい、その都度提言を得ることを期待しているが、10月に市長選挙が予定されているおりから、そのうごきとからんで討議の進捗をあやぶむ声もある。

#### 平塚市(① 7. 17 ② 8. 27 ③ 9. 27 開催)

平塚市では、昭和56年11月から助役を長とする庁内の「行財政事務改善委員会」が発足している。この庁内会議の目的には「56年7月11日に行われた臨時行政調査会の答申の趣旨にのっとり」と明記されており、臨調の影響が感じさせられていた。

今回の地方行革の通達を受け、5月24日に庁内体制として「行政改革推進本部」(本部長は市長)が発足し、そこで行革大綱の策定方針が出された。これによると別掲のとおり基本方針であり、この中に「自治省の地方行革大綱の策定趣旨を踏まえ」となっており、他都市とやや違う部分である。

さらに、行政改革についての意見を求める場として、市の要綱により「行政改革推進懇話会」が学識者・団体代表の12名の構成で設置された。懇話会は第1回会議を7月17日に開き、会長には鈴木智自治会連合協議会会長が選出され、平塚地区労から石田武雄事務局長が委員として参加した。8月27日に第2回会議がもたれたが、初回に提示された市政の概要について総括的な説明と質疑にとどまり、具体的な内容の提示は



ない。次回は9月27日を予定しているが、ここで具体的な内容について検討事項として提起があるものと思われる。

#### 基本方針

- ◎自治省の地方行革大綱の策定趣旨を踏まえ、かつ複雑化、高度化する行政需要に対応し、住民福祉の増進を図るため、長期的な見通しの中で、行財政事務の改善を推進する計画を策定する。
- ◎従来の行財政事務改善の実績を継承しつつ、21世紀を展望し、総合的・計画的な行政運営の推進をめざす

#### 相模原市(① 7. 25 ② 8. 19 開催)

相模原市では、昭和54年8月に事務改善能率化をはかるため「事務管理委員会」(長は総務部長)を設置し、庁内の政策会議の意向を受け事務改善にとりくんできた。また56年10月に「事務能率化推進委員会」(長は総務局長)をつくるなど庁内の事務能率化につとめてきた。

これらのうえにたって、60年6月、庁内に「行政運営効率化推進本部」(本部長市長)を設置した。そして7月には「新しい時代に適応した適正かつ効率的な市政運営のあり方について調査研究するため」に、外部の有識者12名からなる「行政運営研究会議」が市の要綱により設置された。

第1回の研究会議は7月25日に開かれ、岩本一納税貯蓄組合連合会長が選ばれ、相模原地区からは広田武治議長が委員として参加した。この会議では「21世紀をめざす相模原プラン推進のために」とサブタイトルがついた「市政運営の効率化に関する調査研究事項」(別掲)が

提示された。また、市政概況についての説明があり、当面機構改革にしばって議論をすることとした。第2回は8月19日開かれ、組織機構の整備について討議をしたが、この問題については10月をメドに提言をまとめるべく議論が進められた。

#### 調査研究事項

1. 市民サービス向上のための効率的な行政運営
  - ①新規需要に対応できる組織機構の整備
  - ②質の高い職員の養成
  - ③事務の合理化・効率化
  - ④効果的な行政サービス供給体制の確立
2. 市民と行政の役割分担
  - ①市民と行政の役割分担
  - ②受益と負担の公平化
3. 都市自治の確立
  - ①国と地方の事務再配分
  - ②財政基盤の確立
  - ③市民と行政の合意形成方策の検討

#### 座間市(① 7. 30 8. 20(勉強会)

② 8. 27 開催)

座間市では、昭和57年4月に民間有識者、行政実務経験者からなる「行政調査検討委員会」が設置され、日本都市センターによる行政診断の委託調査を実施した。また、庁内プロジェクト(機構改革、事務事業改革)を設置し、同検討委を補佐する体制をつくった。そして58年6月、同委員会から「合理的かつ能率的な行政のあり方に関する基本方策等について」の答申書が出された。これをうけ同年10月、機構改革が行われた。

また、59年6月に庁内体制として「行政改革

委員会」が設置され調査会の答申にもとづく実行内容の検討が行われ、60年3月にはこの部会からの報告があり、4月に再度機構改革が行われた。

これらの経過のうえにたち、60年6月1日にこの行革委員会を改組し「行政改革推進本部」（本部長市長）を設置した。そして、6月の議会には条例による「行政改革審議会」の設置が提案され、可決された。行政改革審議会は学識者・行政実務経験者10名で構成され、第1回会議を7月30日に開き、委員長には瀬戸正夫社会教育委員会議長を選出し、高座地区労からは杉崎豊副代表が委員として参加した。8月20日に勉強会を開催し、8月27日に第2回審議会が開催されている。

審議会に出された行政改革の基本姿勢と具体的改革・改善事項は次のとおりである。なお、審議会に出された資料には、いままでの行政改革の具体的なとりくみの経過と今後の課題がつけられている。

#### 基本姿勢

1. スクラップ アンド ビルドの徹底
2. 時代の要請、変化に即応できる行政
3. 経費削減と負担の公平の確保

#### 具体的改革・改善事項

1. 事務事業及び財政の効率的な執行
  - ①事務事業の見直し
  - ②機械化による事務の省力化
  - ③民間等の活力の導入
  - ④財政運営の健全化
2. 環境の変化に適應した行政組織
  - ①組織の簡素、効率化
  - ②新しいニーズに対応できる機能性に富んだ組織の確立

#### 3. 公務員倫理の高揚と適正な定員管理

- ①職員の意識改革
- ②定員抑制
- ③人事管理体制の確立
- ④給与制度等の再検討

小田原市(① 7. 2 ② 7. 26 ③ 8. 15 ④ 8. 27  
⑤ 9. 5 ⑥ 10. 1 開催)

小田原市では、60年2月の市長選挙で山橋敬一郎新市長が誕生した。山橋市長は就任直後から行政改革への意欲を示し、5月には庁内の推進体制として「行政改革推進本部」（本部長市長）を設置した。そして、6月議会に、行政運営の改革を進めるにあたって市民代表からの意見をj得る場として「行政改革推進委員会」の設置を条例提案し、可決された。

推進委員会は学識者等10名で構成され、第1回会議が7月2日にひらかれた。そして委員長には鈴木正長小田原信用金庫理事長が選出され、小田原地区労からは近藤満議長が委員として参加した。この推進委員会は、他都市の例にみられないほど早いペースで審議が進められている。第1回に続いて第2回が7月26日開かれ、この1・2回はフリー討議であったが、第3回の8月15日、第4回の8月27日には別掲の諮問事項にもとづく実質的な審議が行われた。その内容は、第3回は「給与と職員数の適正化」、「組織の簡素化と運営の活性化」、第4回が「行政サービスの適正化」、「民間活力の導入と市民参加の方策」などである。

これら4項目の審議にあたり、第1回目の委員会には「行財政基礎資料」（B4、30ページ）と「行政運営の現況—資料」（B4、88ページ）の資料が配布された。これには、他都市比較をふくめ、市政の運営状況を具体的に示す内容が

含まれている。この資料をもとに、さらに必要に応じて追加資料を配布しながら審議が進められている。

第5回は9月5日に開かれ、第1次答申（基本方針）をするにあたり総括的な討議を行い、10月1日の第6回委員会前までに第1次答申を出す予定となっております。

なお、小田原市では、議員定数の取扱いについて、議会の中に各党派の代表からなる「議会組織運営検討委員会」が7月に設置された。ここでの議論も行革推進委員会と同様の早いペースで続けられているが、結論を出すにはかなりの時間がかかりそうである。こうした議会の自主的なうごきに対して、行革推進委員会議員定数に関して意見を出すのかどうか、注目されている。

#### 諮問事項

1. 行政サービスの適正化
  - ①行政サービスの受益と負担の適正化
  - ②事務事業の簡素効率化
  - ③補助金等の見直し
2. 給与と職員定数の適正化
  - ①給与の適正化
  - ②職員定数の適正化
3. 組織の簡素化と運営の活性化
  - ①組織の統廃合と機能的な運用
  - ②審議会等の統廃合
  - ③外部団体の運営の改善
4. 民間活力の導入と市民参加の方策
  - ①基金制度の導入と活用
  - ②市民参加システムの確立
  - ③広報広聴システムの充実強化

## 南足柄市(① 8. 28 ② 9. 13 開催)

南足柄市では行政事務改善委員会を早くから設置し、独自の事務改善を進めてきた。85年8月になり行政改革を推進するための庁内組織として「行政改革推進本部」（本部長・市長）を設置した。それとともに、市民代表14名からなる「行政改革推進委員会」を独自の要綱により設置した。

第一回の委員会は8月28日に開催され、会長に加藤元義元助役が選出され、南足柄労働者協議会から南利和議長が委員として参加した。この委員会の委員は、選出にあたっては出身団体との協議はしたが、委員の委嘱は個人に対してなされており、3年間同一の人で構成されることとしている。第2回は9月13日を予定しており、新庁舎の建設が進められている折だけにこれへの対応が注目されている。

#### 諮問事項

1. 市民の多様化するニーズに応えるための組織機構の合理化と職員の適正配置について
2. 幅広い市民の参加を得るための附属機関の組織及び構成員の在り方について
3. 市民本位の市政推進にあたり、創意と工夫による市民サービス向上のための効率的な事務事業と市民参加の在り方について

## その他の市

その他の市のうごきについては、概ね次のように分けることができる。

- ① 6月の議会で条例により委員会の設置を決めたが、8月末現在、委員の選考などに時間

がかかり、委員会の発足が遅れているところ＝「大和市・厚木市・秦野市」。

これらの3市のうち、大和と厚木市は委員の選考も終わっており近々発足し、9月には実質審議に入る予定である。

② 懇話会等の設置の方針は決めているが、9月の議会もあり、そこに諮りながら要綱で設置を予定しているところ＝「横須賀市・茅ヶ崎市・三浦市・海老名市・綾瀬市・伊勢原市」。

これらの6市のうち、三浦市は人選も終わり、9月中旬に第1回会議が予定されている。

③ 設置についての方針が明確でないところ＝「逗子市」

県と19市の状況は、このように9月議会が終わるとほとんどのところで動き出すものとおもわれる。

## 町村のうごき

県内の18町村は、1月の自治省通達が出されて以来、各郡ごとにこの対応について協議を続けてきた。行政改革はもともと自治体の独自の判断で実施すべきものであるだけに、対応に苦慮してきた。郡内部の協議に加え、郡代表の自治体が集まり自主的な協議の場を設定して全県的な交流などを行ってきた。その結果、おおよそ、次のようなことが申し合わされた模様であり、8月になってかなり具体的なうごきが見られるようになった。

① 役場内部の行革を推進するために、町村

長を長とする「行政改革推進本部」を設置する。

② 住民の代表が参加する「行政改革推進懇話会」を、町村独自の要綱により設置する。

この結果、8月中に内部の推進本部が設置されたのは、葉山、寒川、中井、大井、松田、山北、開成、箱根、真鶴、愛川、藤野、城山の12町と清川村の各町村であり、他の町村でも9月中には設置されるものと見られている。

また、住民の参加する懇話会の設置があったのは、葉山、大井、中井、開成、城山など5町にすぎない。

## まとめ

総括的にみると、県内の各自治体の内部の行革推進体制は、首長を本部長にして「推進本部」がつくられてきている。本部が出来ているのは、県と2政令都市16市12町1村である。1市5町を残しているだけとなっている。

また、有識者等からなる「委員会」等については、条例で設置を決めたのが5市だけで他はすべて要綱による設置である。県と2政令都市5市5町が要綱設置である。したがって、「委員会」等の設置についてはこれからになるものとおもわれる。

ともあれ、神奈川県内の自治体で自治省のいう8月末日までに「地方行革大綱」を策定した自治体はひとつもなかったことになり、大綱の策定は早くとも10月、または年内という自治体が多い模様である。

1985年8月25日

## 自治研かながわ月報第2号（1985年8月号，通算66号）

発行所 社団法人神奈川県地方自治研究センター

発行人 飛鳥田一雄

編集人 上林得郎 定価 1部 400円

〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1213

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-709629

### 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000円、賛助会員月 500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (201)1213へご連絡ください。

### 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価450円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。